

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和八年一月三十日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所	賃借権の設定等を受ける土地
	農事組合法人ゆめ野山	五條市	五條市山陰町一一五番、一一六番、一一七番二、一一八番、一九番、一二一番、一三二番、一五四番、一五五番、一五九番、一六二番、一七七番、一七八番、一七九番、二〇一番、三三八番、三四〇番、三四一番一、三四二番及び四六一番、表野町三六〇番、三六一番、三六二番、六一番、六一三番、六一四番、六一五番、六一六番、六一七番、六一八番、六一九番、六二〇番、六二三番、六二四番、六二五番、六二六番、六三一番、六三二番、六三三番、六三四番、六三五番、六三六番、六三七番、六三八番、六四五番、六四七番、六四九番、六五〇番、六五二番、六五三番、六五四番、六五七番、六五八番、六六五番、六六六番、六六七番、

六六八番、六七一番、六七二番、  
六七三番、六八六番、六八七番、  
六八八番、六九二番、六九三番、  
六九四番、六九五番、六九六番、  
六九七番、六九八番、六九九番、  
七〇〇番、七〇一番、七〇三番、  
七〇四番、七〇五番、七〇六番、  
七一五番、七一六番、七一八番、  
七一九番、七二〇番、七二一番、  
七二六番、七三〇番及び七四三  
番、火打町七五三番、七五四番、  
七五七番、七五八番、七五九番、  
七六〇番、七六五番、七六六番、  
七六八番、七六九番、七七〇番、  
七七二番、七七四番、七七五番、  
七八七番、七八八番、七九一番、  
七九二番、七九三番、七九四番、  
七九五番、七九六番及び七九七  
番並びに黒駒町六九六番、六九  
七番、六九八番及び七〇〇番

二 認可年月日

令和八年一月二十一日